

規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十五日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則七―一〇―一

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百八十」を「百分の百九十」に、「百分の二百二十」を「百分の二百三十」に、「百分の八十五」を「百分の九十五」に、「百分の百五」を「百分の百十五」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条中「百分の百九十」を「百分の百八十五」に、「百分の二百三十」を「百分の二百二十五」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百十五」を「百分の百十」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則第十四条の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。